

接続約款変更認可申請書



東相制第 10-41 号  
平成 22 年 6 月 23 日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいは

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(事前照会) 第10条の2 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を新たに設置して利用することを要望される場合には、その屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)</p> <p>(9)～(11) (略) 3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子、光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。)の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。 4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては第10条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。</p> <p>(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 (略) 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあつた場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であつて、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別な事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であつて、接続申込</p>	<p>(事前照会) 第10条の2 (略) 2 (略) (1)～(7) (略) (8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。以下、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第11項から第13項及び第34条の11(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算)において同じとします。)を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)</p> <p>(9)～(11) (略) 3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子、光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の光屋内配線を含みます。)の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。 4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては第10条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)を超えて回答する場合があります。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その光屋内配線の調査に時間を要するときは、その光屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。</p> <p>(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 (略) 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあつた場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であつて、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別な事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であつて、接続申込</p>

が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4～10 (略)

(個別管理対象設備の除却又は転用)

第36条の3 (略)

2 前項の場合において、撤去しようとする個別管理対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下同じとします。)可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。)するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとし、

3 (略)

者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その光屋内配線の調査に時間を要するときは、その光屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

4～10 (略)

11 第1項の規定に基づく光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みを含めて既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する工事の申込みを行う接続申込者は、予め利用者宅内に設置されたその光屋内配線の設置態様等を確認した上で、その申込みを行うものとします。

12 接続申込者から前項に規定する申込みがあったものの、その光屋内配線をそのまま転用できないとき(光屋内配線の張替え又は終端の延長が必要となるときをいいます。)は、当社は、光屋内配線を新たに設置する工事が接続申込者から申込みされたものとみなし、その工事を実施するものとします。

13 第1項の規定に基づく光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みを含めて光屋内配線工事の申込みを行う接続申込者は、その申込みに係る光屋内配線の利用を終了した場合には、当社が、他の接続申込者又は当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供するためにその光屋内配線を転用する場合があることを予め承諾するものとします。

(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算)

第34条の11 協定事業者が当社の光屋内配線の利用を終了した後に、当社が、他の接続申込者又は当社が利用者料金を設定する電気通信サービスの用に供するためにその光屋内配線を転用した場合には、その協定事業者に対し、別表5(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額)に規定する精算額を支払います。

(個別管理対象設備の除却又は転用)

第36条の3 (略)

2 前項の場合において、撤去しようとする個別管理対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下この条及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)において同じとします。)可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。)するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとし、

3 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ～テ (略)
(8)-2～(31) (略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-2 加算額

区 分		料金額	備考
(1) (略)			
(2) 当社の屋内配線を利用する場合の加算額	ア 既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合	(略)	_____
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を設置して利用する場合	(ア)～(ウ) (略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8)～(10) (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ～テ (略)
(8)-2～(31) (略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-2 加算額

区 分		料金額	備考
(1) (略)			
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア 既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合(イ欄を適用する場合は除きます。)	(略)	_____
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(ア)～(ウ) (略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(7)-2 光屋内配線工事費の適用	協定事業者が当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)の利用を終了した後、その利用を再開する場合には、2(工事費の額)2-1第27-2欄ウ欄に規定する料金額から別表5(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額)に規定する精算額を減じた金額を適用します。
(8)～(10) (略)	(略)

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考	
(1)～(26)-2 (略)		(略)	(略)	(略)	
(27) 構内伝送路設備工事費	既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用するために加工又は延長する工事（第27-2欄イ欄を適用する工事を除きます。）に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____	
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を設置等する工事に要する費用	1 工事ごとに	平日昼間	18,828 円	_____
			土日祝日昼間	21,993 円	_____
	1 工事ごとに	平日昼間	12,237 円	_____	
		土日祝日昼間	14,761 円	_____	
イ アを適用する工事により設置した屋内配線を利用する協定事業者からの申込みに基づきその屋内配線を加工する場合					
(28)～(37) (略)		(略)	(略)	(略)	

2 工事費の額  
2-1 工事費

区分		単位	工事費の額	備考		
(1)～(26)-2 (略)		(略)	(略)	(略)		
(27) 構内伝送路設備工事費	既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用するために加工（ <u>短縮又は簡易なルート変更をいいます。以下第27-2欄において同じとします。</u> ）又は延長する工事（第27-2欄イ欄又はウ欄を適用する工事を除きます。）に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____		
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に要する費用	1 工事ごとに	平日昼間	18,828 円	_____	
			土日祝日昼間	21,993 円	_____	
	1 工事ごとに	平日昼間	12,237 円	_____		
		土日祝日昼間	14,761 円	_____		
ア 光屋内配線を新たに設置する場合						
イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合						
ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	1 工事ごとに	①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	7,660 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。	
			②当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	平日昼間	13,570 円	_____
				土日祝日昼間	14,789 円	_____
(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合		1 工事ごとに	平日昼間	12,273 円	_____	
			土日祝日昼間	13,278 円	_____	
(28)～(37) (略)		(略)	(略)	(略)		

第2 手続費

- 1 適用 (略)  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分				単 位	手続費の額	備 考
(1)～(22) (略)				(略)	(略)	(略)
(23)光信号 端末回線 の事前照 会に係る 情報調査 費	光信号端末 回線に関する情報(第10 条の2(事前 照会)第2項 第8号に係る もの)に限りま す。)を提供 する場合に 要する費用	ア 提 供 可 能 時 期 の 調 査 に 要 す る 費 用	(ア)光信号端末回線 (既に設置された当 社の屋内配線を除き ます。)に係る情報を 提供する場合	(略)	(略)	_____
			(イ)既に設置された当 社の屋内配線に係る情 報を提供する場合	(略)	(略)	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)		
(28)～(37) (略)				(略)	(略)	(略)

第2 手続費

- 1 適用 (略)  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分				単 位	手続費の額	備 考
(1)～(22) (略)				(略)	(略)	(略)
(23)光信号 端末回線 の事前照 会に係る 情報調査 費	光信号端末 回線に関する情報(第10 条の2(事前 照会)第2項 第8号に係る もの)に限りま す。)を提供 する場合に 要する費用	ア 提 供 可 能 時 期 の 調 査 に 要 す る 費 用	(ア)光信号端末回線 (既に設置された光 屋内配線を除きま す。)に係る情報を提 供する場合	(略)	(略)	_____
			(イ)既に設置された光 屋内配線に係る情報を 提供する場合	(略)	(略)	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)		
(28)～(37) (略)				(略)	(略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	7,660円	_____

附 則

この改正規定は、認可後、速やかに実施します。ただし、平成22年4月1日からこの改正規定実施日までの間に、料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-1(工事費)第27-2欄ウ欄の規定に該当する工事を行っていた場合には、改正後の光屋内配線工事費を遡及して適用するものとします。

# その他費用の算定根拠 (NTT東日本)

工事費

・既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合の工事費(1工事ごとに)

(ア)利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤を利用する場合

a. 既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

(a)取得固定資産価額の算定

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.207 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.300 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	3.472 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	17.748 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.487 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.300 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	3.472 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	20.692 (単位:円)	①×②+③

(iii)平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日の場合の取得固定資産価額	17.748 (単位:円)	(i)の④
②土日祝日の場合の取得固定資産価額	20.692 (単位:円)	(ii)の④
③光屋内配線の開通工事における平日工事の割合	61.9% (単位:%)	平成20年度実績
④光屋内配線の開通工事における土日祝日工事の割合	38.1% (単位:%)	
⑤平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	18.870 (単位:円)	①×③+②×④

(iv)光屋内配線取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	18.870 (単位:円)	(iii)の⑤
②光屋内配線施設数	4,239,370 (単位:回線)	平成21年度末施設数
③光屋内配線取得固定資産価額	79,997 (単位:百万円)	①×②

(b)光屋内配線平均残価率の算定

区 分	金 額 等	備 考
①光屋内配線取得固定資産価額	79,997 (単位:百万円)	(a)の(iv)の③
②回収済み収入額	12,563 (単位:百万円)	平成21年度末時点における自社工事料収入、他社工事料収入及び違約金に係る収入の累積額
③光屋内配線取得固定資産価額(回収済み収入額控除後)	67,434 (単位:百万円)	①-②
④光ファイバ残価率	48.1% (単位:%)	平成21年度末値(平成20年度以降は耐用年数10年・残存価額0とした場合)
⑤光屋内配線残価相当額	32,436 (単位:百万円)	③×④
⑥光屋内配線平均残価率	40.5% (単位:%)	⑤÷①

(c)既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	18.870 (単位:円)	(a)の(iii)の⑤
②光屋内配線平均残価率	40.5% (単位:%)	(b)の⑥
③既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	7,642 (単位:円)	①×②

b. 工事実費

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.207 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.950 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	5,897 (単位:円)	①×②

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.487 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.950 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	7,113 (単位:円)	①×②

c. 工事費

①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	7,642 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事費	7,660 (単位:円)	①×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

②当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	7,642 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	5,897 (単位:円)	b. の(i)の③
③工事費	13,570 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	7,642 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	7,113 (単位:円)	b. の(ii)の③
③工事費	14,789 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)



(イ)利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合

a. 既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

(a)取得固定資産価額の算定

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.207 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.133 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	2.941 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	16.181 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.487 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	2.133 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	2.941 (単位:円)	平成20年度調達実績
④取得固定資産価額	18.911 (単位:円)	①×②+③

(iii)平日昼間・土日祝日昼間加重後の取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日の場合の取得固定資産価額	16.181 (単位:円)	(i)の④
②土日祝日の場合の取得固定資産価額	18.911 (単位:円)	(ii)の④
③光屋内配線の開通工事における平日工事の割合	61.9% (単位:%)	平成20年度実績
④光屋内配線の開通工事における土日祝日工事の割合	38.1% (単位:%)	
⑤平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	17.221 (単位:円)	①×③+②×④

(iv)光屋内配線取得固定資産価額

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	17.221 (単位:円)	(iii)の⑤
②光屋内配線施設数	4,239,370 (単位:回線)	平成21年度末施設数
③光屋内配線取得固定資産価額	73,006 (単位:百万円)	①×②

(b)光屋内配線平均残価率の算定

区 分	金 額 等	備 考
①光屋内配線取得固定資産価額	73,006 (単位:百万円)	(a)の(iv)の③
②回収済み収入額	12,563 (単位:百万円)	平成21年度末時点における自社工事料収入、他社工事料収入及び違約金に係る収入の累積額
③光屋内配線取得固定資産価額(回収済み収入額控除後)	60,443 (単位:百万円)	①-②
④光ファイバ残価率	48.1% (単位:%)	平成21年度末値(平成20年度以降は耐用年数10年・残存価額0とした場合)
⑤光屋内配線残価相当額	29,073 (単位:百万円)	③×④
⑥光屋内配線平均残価率	39.8% (単位:%)	⑤÷①

(c)既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

区 分	金 額 等	備 考
①平日・土日祝日加重後の取得固定資産価額	17.221 (単位:円)	(a)の(iii)の⑤
②光屋内配線平均残価率	39.8% (単位:%)	(b)の⑥
③既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	6.854 (単位:円)	①×②

b. 工事実費

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	6.207 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.783 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	531 (単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	5,391 (単位:円)	①×②+③

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①作業単金(1時間あたり)	7.487 (単位:円)	平成22年3月1日認可の「その他費用の算定根拠」のⅠ 作業単金より
②1の工事に要する作業時間	0.783 (単位:時間)	
③当該作業に係る物品費	531 (単位:円)	平成20年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	6,393 (単位:円)	①×②+③

c. 工事費

(i)平日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	6.854 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	5,391 (単位:円)	b. の(i)の④
③工事費	12,273 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ii)土日祝日昼間の場合

区 分	金 額 等	備 考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	6.854 (単位:円)	a. の(c)の③
②工事実費	6,393 (単位:円)	b. の(ii)の④
③工事費	13,278 (単位:円)	(①+②)×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)

(ウ)既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	金 額 等	備 考
①精算額	7,660 (単位:円)	(ア)のa. の(c)の③×(1+平成22年3月1日認可の「網使用料算定根拠」記載のⅩⅡ. 料金設定に使用した貸倒率)